

## 四日市港管理組合 道路等小規模修繕業務委託実施要領

- 1 委託期間  
毎年4月から9月（上半期）と10月から3月（下半期）の各6ヶ月間で、年2回とする。
- 2 委託地域  
四日市港管理組合管内を、地域の状況などを勘案して区分し、その区域別に委託するものとする。
- 3 委託方法  
四日市港近傍の建設業者の入札による単価契約方式とする。
- 4 契約書等  
契 約 書 「設計業務等委託契約書」及び「維持業務委託契約書の条項」  
仕 様 書 「維持業務仕様書」  
特記仕様書 「小規模修繕業務特記仕様書」及び「舗装補修業務特記仕様書」  
設 計 書 単価表
- 5 実施方法  
業務指示 業務指示書と施行箇所図により、設計書等に従い実施する。
- 6 確認及び検査  
完了報告を受けたのち、委託業務担当（監督員）が現地を確認し、検査員が検査をする。
- 7 支払い
  - 1) 1契約（指示1件）当たり限度額 100万円以内
  - 2) 請負額については、各回の指示により算出した小計（100円未満を切り捨て）に消費税を加算する。
  - 3) 総支払い限度額 1,000万円以内  
ただし、下記の場合は上記総支払い限度額から除外する。  
①台風時等の風水害関連対策（多量の倒木処理等）  
②緊急対応（急な路面陥没、油漏れ事故、通行に支障を及ぼす事故対応）

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。